

## 「国田の道路をきれいにする会」会則

### (名称)

- 1 この会は、『国田の道路をきれいにする会』と称する。

### (目的)

- 2 本会は、茨城県道路里親制度実施要項にもとづくボランティア活動として、安全で美しい道路環境を築くとともに地域環境に対する愛護精神を醸成し、住みよい地域づくりに貢献することを目的とする。

### (会員)

- 3 この会は、前条の目的に賛同する地域の住民を中心に構成する。

### (対象道路)

- 4 対象とする道路は国田地区を通る次の県道とする。  
水戸勝田那珂湊線（63号線）、長沢水戸線（162号線）

### (活動内容)

- 5 この会の活動は次の通りとする。
  - (1) 道路の清掃等を行う。
  - (2) 歩道緑地の花壇の設置、手入れを行う。  
ただし、すでに団体・個人が管理している明白な箇所は除き、当面の間下国井町地内のセブンイレブン前の長沢水戸線終点の20m区間とそれに交差する水戸勝田那珂湊線130mの合計150m区間を対象とする。

### (活動回数等)

- 6 年間活動予定表を作成し、年間を通じて道路環境の美化に努める。
  - (1) 会全体としては年間4回以上の活動を行うものとする。
  - (2) ボランティア活動の趣旨により、個々の会員は都合の付くときのみ参加で差し支えないものとする。

### (役員ならびに任務)

- 7 会には次の役員を置き、円滑に活動を進める。
  - (1) 会長1名  
会長は会の全体を総括するとともに、国田地区自治実践会とも連携を密にする。
  - (2) 副会長若干名  
副会長は会長を補佐する。
  - (3) 会計1名  
会計は、会計事務全般を行う。
  - (4) 監事1名  
監事は、会計監査を行う。

(役員の任期)

8 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(総会)

9 本会の総会は、年1回会長が招集し、会長が議長となり、活動に関し重要な事項等を審議決定する。

(手当)

10 会員・役員の手当や報酬はこれを無償とする。

(保険等)

11 登録会員は、県支援の傷害保険に加入する。

(用具等)

12 用具等は会員が自前で用意するものとする。ただし、県からは資材等（鎌、草刈り刃、燃料、花苗、除草剤等など）が予算内で支給される。

(適用)

本規定は平成27年12月6日より施行する。